

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		令和6年6月11日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府京都市南区上鳥羽南戒光町10番地		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 丸工自動車運送株式会社 木原泰博			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	5台	0台	0台	5台
	冷蔵機器及び冷凍機器	0台	0台	0台	0台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	近畿冷凍空調工業会の「機器の点検について」をもとに、フロン排出抑制法 管理記録簿ワークシートにより管理する。			
	廃棄時	事業所内のエアコンを廃棄する場合は、当該機器のフロン管理担当者が府の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に冷媒用代替フロンの回収を依頼する。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	事業所内で使用しているエアコンについて、3ヶ月ごとの簡易点検を実施している。			
	廃棄時	現在稼働中のエアコンを廃棄する場合は、充填回収業者により冷媒用代替フロンが適切に処理されたことを確認する。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	新たに購入する場合は、ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品を導入する。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。
 2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。